



催し

フェスタ in 大谷 2009

日時 9月4日(金) 日没  
午後10時(石あかり展のみ  
開催)。5日(土)・6日(日) 日  
午前10時〜午後5時。

会場 大谷景観公園、多気  
山持宝院ほか。

内容 大谷景観公園会場 地  
元小・中学校演奏、和太鼓  
演奏、飲食物・物産販売、各  
種展示、大谷石加工体験、大  
谷石細工実演販売、名勝エリ



昨年の大谷石あかり展

ア周遊ガイド、石の里・大谷  
めぐり「スタンプリー」、  
大谷石あかり展など。

多気山持宝院会場 音楽と  
朗読のリーディングライブ  
(9月6日午後2時〜、入場  
料1000円)。

その他 イベントの内容は  
予告なく変更することがあり  
ます。

大谷石材協同組合 ☎(635)09  
24、フェスタ in 大谷実行委  
員会(観光交流課内) ☎(632)  
2437

施設めぐり  
スポーツ施設見学

日時 10月6日(火)午前9  
時30分〜午後4時。

内容 市役所(集合) 競  
輪場(今年4月メインスタン  
ドリニユール) 大谷景観  
公園 ぐるまんちつく村 県グ  
リーンスタジアム 清原球場  
市役所(解散)。移動は市  
有バス。昼食はるまんちつく  
村内(費用は各自負担)。

対象 市内に在住か通勤通  
学している人。

定員 先着50人。  
申込 直接または電話、フ  
ァクス(参加者の住所・氏  
名・年齢・電話番号を明記)

で、広報広聴課 ☎(632)202  
5、FAX ☎(637)5151へ。

あなたの声を市政に  
まちづくり懇談会

市のまちづくりなどについ  
て、市民の皆さんと市長が地  
域の課題を中心に意見交換を  
行います。

東地区  
日時 10月13日(火)午後6  
時30分。

会場 東地域コミュニティ  
センター(東塚田1丁目)。  
瑞穂野地区

日時 10月16日(金)午後6  
時30分。

会場 瑞穂野地区市民セン  
ター(下桑島町)。  
申込 不要。

その他 託児(2歳以上の  
未就学児が対象)を希望する  
人は、開催日の2週間前まで  
に電話で広報広聴課 ☎(632)2  
025へ。

つつのみやの農産物を  
使用した商品の試食会

日時 9月28日(月)午後0  
時30分〜1時40分。

会場 アピア(戸祭元町)。  
内容 つつのみやアグリネ  
ットワーク採択プロジェクト

商品(菓子・アイスクリーム  
など)や、つつのみや産の農  
産物の試食など。

定員 先着10人。  
申込 電話で、農業振興課  
☎(632)2843へ。

お知らせ

野高谷調査区の  
登記が完了

平成18年度に一筆地調査を  
行った、野高谷調査区(野高  
谷町の一部)の土地について、  
法務局での地籍調査成果に基  
づく登記が完了しました。地  
籍調査課でも、地籍図や一筆  
地座標面積計算書(地積測量  
図)などの閲覧や複写ができ  
ます。

手数料 地籍図 1枚300  
円、一筆地座標面積計算書の  
写し 1筆300円。

地籍調査課 ☎(632)2236

西刑部・平塚 調査区の  
閲覧実施

平成20年度に一筆地調査  
(境界立ち会い)を行った西  
刑部・平塚 調査区(西刑  
部町および平塚町の各一部)  
について、地籍図の原図と地  
籍簿の案ができましたので、

国土調査法第17条の規定に基  
づいた「閲覧」を実施してい  
ます。

会場 瑞穂野地区市民セン  
ター(下桑島町)。

閲覧期間 9月15日まで  
(土・日曜日を含む)。午前9  
時30分〜午後4時。

持ち物 印鑑(認め印)。  
地籍調査課 ☎(632)2238

住民基本台帳カード  
(住基カード)をご利用ください

住民基本台帳法の一部改正  
により、住民票の写しの交付  
請求などにおける行政窓口で  
の本人確認が厳格化されまし  
た。

また、銀行などの金融窓口  
でも、口座開設や10万円超の  
現金振り込みなど、本人確認  
を求められる場合があります。  
「写真付き住基カード」は、  
このようなさまざまな手続き  
で、運転免許などと同様に、  
公的な身分証明書として利用  
できます。併せて、確定申告  
など(e-Tax)電子申請  
で使用する電子証明書(公的  
個人認証サービス)の格納に  
利用できます。

手数料 住基カード交付500  
円。なお、電子証明書発行は

本文中に費用などの記載がないものは、原則として無料  
HP ホームページ、Eメールアドレス

男女共同参画推進センター・総合コミュニティセンター(明保野町)が一部使用できません。大集会  
室・料理実習室・幼児室は、空調工事のため、次の期間利用できません。ご迷惑をお掛けしますが、利  
用をお願いたします。なお、会議室・和室・プレイルームなど、ほかの施設は通常通り利用できます。  
利用できない期間 9月1日(火)~30日(水)。男女共同参画推進センター ☎(636)4071

## NPO ~皆さんの身近で活動しています~

「NPO」とは

英語の「Non Profit Organization」の頭文字を取ったもので、訳すと「非営利組織」となります。少人数で活動するボランティアグループから、NPO法人（特定非営利活動法人）などの法人格を持つ団体まで、社会的使命を持って自発的・継続的に社会的な活動（社会貢献活動）を行っているさまざまな団体が含まれます。

「非営利」とは

「非営利」とは、利益をあげてはいけないということではなく、対価をもらってサービスなどを行っても、その結果生じた剰余金（もうけ）を構成員に配分しないことをいいます。具体的には、団体やNPO法人が活動によって利益を得て、その結果として剰余金が生じた場合、次年度の事業に使うことになります。

「NPO法人（特定非営利活動法人）」とは

特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得した団体で、所轄庁の「認証」が必要です。これは法定の要件を満たせば認められるもので、法人の活動内容に行政がお墨付きを与えるものではありません。皆さんが活動に参加したり、サービスを受けたりする場合、その活動内容をよく知ることが大切です。

NPO法人の書類を閲覧することができます

場所 みんなでまちづくり課（市役所10階）

閲覧できる書類 市内のみに事務所を有する法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、役員名簿、社員名簿、定款。

申込 直接窓口で請求書に記入。

その他 縦覧期間に限り、設立認証申請団体の書類の縦覧ができます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

法人格を取得するには

設立認証申請書や定款などの書類を添えて所轄庁に申請してください。法人の事務所が宇都宮市内のみにある場合に限り、市が窓口となります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

なお、法人格を取得すると次のような効果や義務が生じます。効果は、それぞれの団体の規模や性格により異なりますので、設立の際は十分に検討してください。

団体自体が権利・義務の主体となること

法人名で銀行口座の開設や不動産の所有・登記などができるようになります。

社会的信用の高まりが期待できる

法に定められた法人運営や情報公開を行うことで、組織基盤がしっかりするため、社会的信用を得やすくなることが期待できます。

法律に沿った運営や情報公開が求められる

税務・労務対応のほか、特定非営利活動促進法に定められた届出や、年1回事業報告書等の提出が必要です。

ご利用ください「市民活動サポートセンター」

NPO活動を支援する窓口として東コミュニティセンター内に開設しています。活動に関する情報や場所・機材の提供のほか、相談受付をしています。開設時間などは41ページをご覧ください。

### さぼせんまつり2009

日時 10月3日(土)午前10時～午後4時。

会場 東コミュニティセンター（中今泉3丁目）

内容 登録団体の活動発表、団体のパフォーマンス、フリーマーケットなど。

⑧みんなでまちづくり課☎(632)2886、市民活動サポートセンター☎(614)1112

「宇都宮カクテルナイト」カクテル倶楽部10周年記念 日時 9月22日(火・休)午後4時～8時 会場 オリオンスクエア 内容 宇都宮カクテル倶楽部加盟店が来店し、ノンアルコールカクテルを含む約30種類のカクテルとカクテルに合う軽食を全種類500円で販売。ジャズライブなどを実施予定 その他 お得な前売り券を同倶楽部加盟店で販売中。⑨宇都宮観光コンベンション協会☎(632)2445

別途500円が必要ですが、  
⑧市民課☎(632)2271

うつのみや市民カード・  
印鑑登録証の  
引きかえはお済みですか

次の印鑑登録証など（カード）は、印鑑登録証明書を取る前に、新しいカードへの引きかえが必要です。  
引きかえ対象のカード  
①白と青2色刷りの印鑑登録証

②旧上河内町・旧河内町の印鑑登録証および町民カード。  
手続き 本人が、該当するカード・認め印・身分証明書をお持ちの上、直接、市民課（市役所1階）、各地域自治センター・地区市民センター・出張所などへお越しください。  
代理人が手続きする場合は、代理人選任届が必要です。  
手数料 無料。ただし、カードまたは印鑑を紛失した場合

市には、市民の皆さんが安心してボランティアなどの市民活動を行えるように、市が保険料を負担して、万が一の事故に備えるボランティア活

合や、印鑑を変更する場合は、印鑑登録手数料300円が必要です。  
⑧市民課☎(632)2271

ご利用ください  
市民ボランティア活動保険

市には、市民の皆さんが安心してボランティアなどの市民活動を行えるように、市が保険料を負担して、万が一の事故に備えるボランティア活

動保険制度があります。  
この保険は、市民の皆さんが行う市民活動中の事故や、町内一斉清掃などの奉仕活動中の事故が対象で、指導者や活動者が法律上の損害賠償責任を負った場合や、活動者自身死亡したり、けがにより後遺障害を負ったり、入院・通院したりした場合に保険が適用されます。

対象となる人 市民または

市内でボランティアなどの市民活動を行っている人。  
対象となる活動 継続・計画的に、営利を目的とせず無償で社会貢献のために広く公共の利益を追求した活動。

申込 市で一括加入していただきます。加入申込は不要です。事故が起きた時は事故日から30日以内に、みんなでまちづくり課☎(632)2288へご連絡ください。

## お知らせ

景観形成推進地区および  
広告物景観形成地区の素案を  
縦覧します

縦覧期間 9月1～15日  
縦覧場所 都市計画課(市役所11階)

内容 景観形成推進地区(中里原地区)の景観計画の素案、広告物景観形成地区(中里原地区)の基準などの素案。

その他 これらの案について意見のある人は、縦覧期間中、市長あてに意見書を提出することができます。

◎都市計画課☎(632)2568

## 都市計画案を ご覧ください

縦覧期間 9月1～15日  
縦覧場所 都市計画課(市役所11階)。

縦覧できる計画案 中里町における都市計画の用途地域変更と地区計画の決定。

その他 これらの案について意見のある人は、縦覧期間中、市長あてに意見書を提出することができます。

◎都市計画課☎(632)2565

## 地価調査価格を ご覧ください

平成21年地価調査価格が9月中旬に栃木県より告示され公表されます。市内の標準地価格の一覧が公表日以降に閲覧できますので、土地取引の目安としてご利用ください。

閲覧場所 都市計画課(市役所11階)、行政情報センター(市役所1階)、各地域自治センター・地区市民センター・出張所・図書館。

◎都市計画課☎(632)2563

## 国土利用計画法に基づく 届出が必要です

国土利用計画法により、一定面積以上の土地売買などの契約をした場合には、契約の日を含め2週間以内に、その土地の利用目的などの届出が義務付けられています。

面積要件 市街化区域≧2000㎡以上。市街化区域を除く都市計画区域≧5000㎡以上。なお、個々の面積が小さくても、取得した土地の合計が面積要件以上になる場合(一団の土地)は届出が必ずです。

取引形態 売買、代物弁済

## 市営霊園墓地の利用者を募集

種類と募集区画数など  
北山霊園(返還墓地) 第2種(12㎡)=2区画、永代使用料=655,000円。第3種(6㎡)=1区画、永代使用料=250,000円。  
聖山公園(返還墓地) 第4種(4㎡)=2区画、永代使用料=190,000円。  
東の杜公園 第4種(4㎡)=200区画、永代使用料=230,000円。  
河内北霊園 第1種(4.96㎡)=1区画、永代使用料=250,000円。  
上河内東山霊園(上河内地区住民のみ) 第3種(5㎡)=1区画、永代使用料130,000円。

対象  
①～③すべてに当てはまる人。  
①市内に引き続き6カ月以上居住している。  
②祭祀を主宰すべき遺骨がある。  
③続柄が、配偶者、直系血族の父母・子・孫などに当たる人で、現在、市内・市外を問わず使用できる墓地がない。

申込  
9月1～18日(土・日曜日、祝休日を除く)に、直接、生活安心課(市役所2階)へ。ただし、12日(土)は午前10時～午後3時に受け付けます。

募集要領(申込用紙)は、生活安心課(市役所2階)、北山霊園、聖山公園、東の杜公園、各地域自治センター・地区市民センター・出張所に置いてあります。

添付書類  
詳しくは募集要領をご覧ください。また、以前、北山霊園・聖山公園に申し込みをした人は、その内容により、申請の際に書類を省略できることもありますので、申し込みの際にお申し出ください。

利用者の決定  
公開抽選を行いますので、詳しくは募集要領をご覧ください。申込数が募集区画数に満たない場合は、区画を決める抽選になります(東の杜公園以外は募集区画数を上回る申込数になる見込みです)。

◎生活安心課☎(632)2819



実施日以降、区域内の町名が変更になります(左の地図参照)。

## 城東土地区画整理事業 施行区域の住居表示を実施

交換、賃借権の設定など(取引予約も含む)。  
◎都市計画課☎(632)2563

実施日 10月3日(土)。  
該当区域 平松町、宿郷町、築瀨町および築瀨4丁目の各一部。  
新町名 城東1丁目、宿郷町、築瀨町および築瀨4丁目の各一部。城東2丁目≧平松町、宿郷町および築瀨町の各一部。

◎市民課☎(632)2263

## 募集

### 住居表示等審議会 委員募集

市では、「宇都宮市住居表示等審議会」を設置しており、

本年度、下栗・平松本町土地区画整理事業区域の町の境界変更について、3回の開催を予定しています。このたび、市民の皆さんから幅広い意見をいただくため、委員を募集します。  
諮問区域 下栗・平松本町土地区画整理事業施行区域(下栗町、平松本町および築瀨町の各一部)。  
応募資格 次の①～③すべてに該当する人。①市内に引き続き1年以上住んでいる20歳以上②市の付属機関の委員になつていない③住居表示などに関心を持ち、意見を述べ

退職金は国の制度で 中小企業が退職金制度を設ける場合は、国の退職金制度「中退共制度」をご利用ください。国からの助成があり、掛け金が全額非課税扱いになるなどの特典があります。また、適格年金制度から移行できます。◎中小企業退職金共済事業本部☎03(3436)0151

## ～あなたとわたし

### 気づき つくろう ときめく未来～

#### 第2次男女共同参画行動計画

平成20年度の推進状況報告

市では、男女が互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、男女共同参画を推進しています。

このたび、「宇都宮市第2次男女共同参画行動計画」(計画期間：平成20～24年度)の平成20年度における各事業の実施状況を点検しましたので、その状況と今後の取り組みについて紹介します。

#### 基本目標 男女共同参画についての理解を深める基盤づくり

目標 家庭生活において、男女平等と感ずる人の割合を増やします。

20年度の状況

- ・男女共同参画推進団体と協働により「第2回ときめく未来へ参画会議」を開催。
- ・小学校5年生に男女共同参画教育参考資料「かがやき」を配布、教材として活用。
- ・家庭教育情報誌「KODOMO LOOK」の発行や親学出前講座を実施。

今後の取り組み 「男女共同参画社会づくり標語・イラストコンクール」などの優秀作品を活用した普及啓発など。

#### 基本目標 男女共同参画がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

目標 仕事・家事・プライベートを両立している男性の割合を増やします。

20年度の状況

- ・ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発のための事業者訪問を実施(新規取り組み)。
- ・「男女共同参画推進事業者表彰」を実施。
- ・ファザーリング(父親であることを楽しむ生き方)事業推進による父親の家庭参画支援(新規取り組み)。

今後の取り組み 勤労者との意見交換会の開催など、働く側の意識啓発など。

#### 基本目標 男女が互いを尊重し大切に作る社会づくり

目標 配偶者などから暴力を受けたことのある女性を減らします。

20年度の状況

- ・DV根絶強化月間におけるDV防止啓発活動(新規取り組み)。
- ・配偶者暴力相談支援センターを設置(新規取り組み)。
- ・「配偶者からの暴力対策基本計画」を策定(新規取り組み)。

今後の取り組み 関係機関と連携した相談窓口の周知、DV被害者の自立支援事業の実施など。

男女共同参画課 ☎(632)2346

今年度、上河内・河内地区から、うつのみや百景に追加したい風景を、市民の皆さんから推薦していただき、特に素晴らしいものを「うつのみや百景」に追加したい。

#### 上河内・河内地区の風景と うつのみや百景 フォトコンテスト

募集人数 若干名  
申込 市民課市役所1階、横川地区市民センターに置いてある応募用紙に必要事項を書き、9月10日までに、直接または送付で、〒320-8540市役所市民課 ☎(632)2263へ。

応募方法 総合案内(市役所1階)、各地域自治センター・地区市民センターなどに置いてある応募要項の応募票に記入する。

応募規定 四つ切りまたは四つ切りワイドでカラーの写真(デジタル写真可)。応募者が自身が撮影した未発表の作品に限る。

テーマ 上河内・河内地区の美しい風景、魅力ある風景。既存のうつのみや百景。

「や百景」として追加選定します。この事業の一環として、市内の風景の美しさを皆さんに再認識してもらつたため、フォトコンテストを実施します。

テーマ 風景・名所旧跡・イベントなどを題材に、宇都宮の四季(今回は「春・夏」部門の募集)を表現したもの。

#### 平成21年度宇都宮 観光フォトコンテスト

募集期間 「春・夏」部門 9月30日まで、「秋・冬」部門 11月15日まで。

募集要項ををご覧ください。

必要事項を書き、作品裏面に張り付け、9月30日(必着)までに、直接または送付で、〒320-8540市役所都市計画課へ。複数の応募可。

募集期間 「春・夏」部門 9月30日まで、「秋・冬」部門 11月15日まで。

募集要項ををご覧ください。

募集要項ををご覧ください。

募集要項ををご覧ください。



平成20年度最優秀賞

賞 最優秀賞1点(賞金5万円・副賞・賞状)、優秀賞4点(賞金1万円・副賞・賞状)、入選20点(賞状・賞品)原則として1人1賞。

発表 平成22年3月中旬ごろ、直接、入賞者に通知。

宇都宮観光コンベンション協会 ☎(632)2445

ベンション協会に置いてある募集要項の応募票に必要事項を書き、作品裏面に張り付けて、直接または送付で、〒320-0806中央3丁目1-4、宇都宮観光コンベンション協会へ。詳しくは、募集要項ををご覧ください。

公共交通を利用しましょう 毎月1日と15日は、バス・鉄道利用デーです。利用デーのみに使える、お得な「共通バスカード」を利用して、環境にやさしい公共交通を積極的に利用しましょう。

バスを降りるときは、完全に停車してから席を立ちましょう。走行中に座席を離れると、転倒などで思わぬけがをする恐れがあります。また、バスは、やむを得ず急ブレーキをかけることがあります。お立ちの場合には、つり革などにしっかりつかまってください。交通政策課 ☎(632)2134